

社会福祉法人青い鳥福祉会役員等の報酬・費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青い鳥福祉会（以下「当法人」という）定款第九条および第二三条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいう。

(2) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、社会福祉法人青い鳥福祉会定款第9条及び第23条に定めるとおり無報酬とする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償 3,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償 10,000円

(改廃)

第6条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

(附則)

この規程は、平成12年10月21日より施行する。

この規程は、平成14年 4月 1日一部改正

この規程は、平成17年 4月 1日一部改正

この規程は、平成17年11月16日一部改正

この規程は、平成22年 3月24日一部改正

この規程は、平成25年12月14日一部改正

この規程は、平成26年 3月26日一部改正

この規程は、平成29年 3月29日一部改正

この規程は、平成29年7月29日(評議員会の議決日)から施行し、平成29年4月1日から適用する。